

古賀市じんけんカレンダー2025

Since 1976
第49集

愛
いのち
にんげん



▲古賀市立古賀西小学校 4年1組 おおくぼ なるみ 成美さんの作品

世界の人たちが、はだが黒いとか、ちがう国とか関係なく、仲良くしてほしいという思いで描きました。

※祝日・休日は変更になることがあります。

ねんど れいわ ねんど けいはつかつどうじゅうてんもくひょう 2024年度(令和6年度)啓発活動重点目標

ほうむしょうじんけんようごきよく ぜんこくじんけんようごい いんれんごうかい
法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、
まいとしじゅうてんもくひょう きょうちょうじこう かか ぜんこくてき じんけんけいはつかつどう てんかい
毎年重点目標・強調事項を掲げ、全国的に人権啓発活動を展開しています。

重点目標

だれ「誰か」のこと じゃない。

強調事項

- 女性の人権を守ろう
- こどもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障がいや理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別(同和問題)を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

こがし じんけんし さくきほんし しん 古賀市人権施策基本指針

基本理念

ひとり じんけん そんちょう しみん こころゆた く かがや
～一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざして～

こがし ではこれまで取り組んできた人権施策を踏まえ「すべての市民の人権の確立」を視点に据えて、総合行政としての人権施策の確立に向けた取組を展開していくため市民と行政が一体となり、あらゆる人権問題の解決をめざした総合的な人権施策の展開を図る必要があることから人権行政の礎となる「古賀市人権施策基本指針」を策定しました。

人間の尊厳

▼市民一人ひとりがかけがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りをもつという「人間の尊厳」という価値観を基軸に据えた施策の展開を図ります。

自立

▼「いのち輝くまちづくり」は、「自立」した市民の手で取り組まれ実現するものであり、こうした市民の取組については、行政の責務として支援します。

自己実現

▼人権は、人を差別してはいけないということは当然ですが、それ以前に自分自身が人間らしく心豊かに生きる「自己実現」の課題としてとらえることが大事であり、人権は他人事ではなく、自分自身の課題であるという認識が重要です。

交流

▼人権問題を正しく認識して解決するためには、市民の間で、さまざまな課題をもっている人々との「交流」が大切です。人と人とのふれ合いを通してお互いが支え合う関係づくりが重要であることから、さまざまな機会を通して市民や人権問題に関する団体がそれぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。

共生・共働

▼市民相互が、個の違いを認め、思いやりをもち、手を携えて共に生きていくことで、「いのち輝くまちづくり」に取り組んでいくことが重要です。共働には、行政と市民との共働も含まれており、行政依存型からの脱却という意識改革に取り組むことで、地方自治の主体はあくまでも市民であるという認識の下、行政と市民がお互いの責任と役割を明確に自覚し、役割を分担していくという共働のあり方を求めます。

こがしじんけんそんちょうすいしんいんかい 古賀市人権尊重推進委員会

こがし ぎょうせい しなひ かんけいきかん だんたいどう こうせい しみんさんかく きじく す じんけんそんちょうすいしんいんかい
古賀市では行政と市内47の関係機関・団体等で構成する市民参画を基軸に据えた人権尊重推進委員会
こうちく しみん とも さべつ かんが しみんひとり じんけん
を構築しています。そして市民のみなさんと共にあらゆる差別について考え、市民一人ひとりの人権
そんちょう けいはつかつどう おこな
が尊重されるようさまざまな啓発活動を行っています。

第1部会

しなひかくしょう ちゅう こうこう とくべつしえんがっこう じどう せいと いっぽんしみん じんけん かん さく
市内各小、中、高校・特別支援学校の児童・生徒および一般市民から人権に関する作
ぶん ひょうご えてがみ ぼしゅう じんけんそんちょうさくひんしゅう さくせい
文・標語・ポスター・絵手紙を募集し、「人権尊重作品集」を作成します。

- 古賀市人権擁護委員 ●古賀市立古賀東小学校 ●古賀市立千鳥小学校 ●古賀市立花見小学校 ●古賀市立小野小学校
- 古賀市立古賀中学校 ●古賀市立古賀東中学校 ●福岡県公立古賀竟成館高等学校 ●福岡県立玄界高等学校
- 古賀市小・中学校PTCA連合会 ●古賀市社会教育委員の会議 ●社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会 ●古賀市行政区長会
- 古賀市社会「同和」教育推進協議会 ●粕屋農業協同組合 ●古賀市分館長会 ●粕屋北部消防本部 ●古賀市消防団

第2部会

まいとし がつ じんけんそんちょうしゅうかんちゅう かいさい かがや きかく
毎年12月の人権尊重週間中（12月4～10日）に開催される「いのち輝くまち☆こが」の企画、
りつあん さんか おこな こうし まね こうえんかい じんけんさくぶんはっぴょう かつどう
立案、参加PRなどを行います。イベントでは、講師を招いての講演会や人権作文発表、活動
ほうこく おこな けいき さら しみん じんけんいしき こうよう はか
報告などを行います。このイベントを契機に更なる市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員 ●ウリ・サフェ～「在日」の人権と生活を共に創造する会～ ●古賀市社会「同和」教育推進協議会 ●自治労古賀市職員労働組合
- 部落解放同盟古賀・新宮地区協議会 ●古賀市学校人権教育研究協議会 ●古賀市保育所連盟 ●古賀市商工会 ●古賀市シニアクラブ連合会
- 古賀市民生委員・児童委員協議会 ●古賀市議会 ●古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議 ●古賀市スポーツ推進委員

第3部会

かがや じつげん けいはつしりょう
「いのち輝くまちこが」を実現していくため、「じんけんカレンダー」などの啓発資料を
きかく へんしゅう さくせい はいふ しみん じんけんいしき こうよう はか
企画、編集、作成し、配布します。市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員 ●古賀市立青柳小学校 ●古賀市立古賀西小学校 ●古賀市立花鶴小学校 ●古賀市立舞の里小学校 ●古賀市立古賀北中学校
- 福岡県立古賀特別支援学校 ●部落解放同盟古賀・新宮地区協議会 ●古賀市身体障害者福祉協会 ●古賀市分館主事会 ●古賀市教職員組合

第4部会

じんけんけいはつ おうだんまく せっち ほうさいぎょうせいむせん ほうそう けいはつ ぶつびん
人権啓発の横断幕の設置、防災行政無線による放送をとおしての啓発、物品やチラシの
はいふ がいどうけいはつ しなひ じぎょうしょ こうてき かん ひょうご けいじ じんけん
配布による街頭啓発、市内の事業所や公的機関へポスターや標語を掲示し人権ミニコン
おこな しみん じんけんいしき こうよう はか
サートなどを行います。市民の人権意識の高揚を図ります。

- 古賀市人権擁護委員 ●古賀市障がい児・者親の会 ●古賀市教育委員会 ●古賀市青少年育成市民会議 ●古賀市農業委員会
- 古賀市スポーツ協会 ●古賀市文化協会 ●粕屋地区交通安全協会古賀支部
- 糟屋保護区保護司会 古賀支部 ●古賀市観光協会

12

2024
December
십이월
tháng mười hai
十二月

~古賀市民が人権について考え、学びあう一日~

いのち輝くまち★こが2024

入場無料

手話あります

開催日時

12月8日 日

受付 9:30 開演 10:00

開催場所

リーパスプラザこが

中央公民館 大ホール ほか



▲福岡県立古賀特別支援学校 中学部2年2組 高原 奏色さんの作品
みんなで海に行きました。かけ声に合わせて一緒にジャンプしました。
きれいにそろって跳べました。うれしかったです。

午前の部

ステージ発表 古賀市立小野小学校

人権作文発表 市内児童生徒

講演会 講師：吉川 誠司さん
(WEB110主宰)

演題：インターネットと
人権侵害(90分)



午後の部

第1分科会 平和と人権について考えよう

◆古賀市立古賀中学校

テーマ：平和をつなぐために、今わたしたちにできること

◆古賀市教育委員会文化課

テーマ：「戦争と平和」について、考え続けていただくために歴史資料館で取り組んでいること

第2分科会 地域とのつながりから人権を考える

◆古賀市立青柳小学校

テーマ：ウェルビーイング(夢や希望、幸せ)を実現するための地域とつくる青小ドリーム(地域教材開発)

◆一般社団法人こがみらい

テーマ：つながりが育む地域の力：みんなが参加し、支え合う地域づくり

特別講座

講師：駒井 忠之さん(水平社博物館館長)

演題：熱と光を求めて～水平社創立の思想に学ぶ～

※午前の部のみオンライン配信を行います。詳細はこちらから！



日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
1 いのちの日 世界エイズデー	2	3 国際障害者デー 障害者週間(～9日)	4 古賀市人権尊重 週間(～10日)	5 そうだん5 (要予約)	6	7
8 いのち輝くまち ☆こが2024	9	10 人権デー	11	12	13	14
15	16 そうだん5 (要予約)	17	18 国際移住者デー	19	20	21 冬至
22	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

1日：いのちの日

2001年に自殺予防活動に官民一体となって取り組むことをめざして制定されました。
一般社団法人日本いのちの電話連盟
福岡いのちの電話：☎092-741-4343
ふくおか自殺予防ホットライン：☎092-592-0783

1日：世界エイズデー

世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHOが1988年に制定。毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

3日：国際障害者デー・3～9日：障害者週間

1982年12月3日に「障害者に関する世界行動計画」が採択され、1992年の国連総会で12月3日が「国際障害者デー」とされました。また、この日からの1週間は「障害者週間」です。

10日：人権デー・4～10日：市人権尊重週間

1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択された記念として制定されました。また、古賀市ではこの日までの1週間を「人権尊重週間」として、さまざまな啓発活動に取り組みます。

正しく「知る」ことで 「偏見や差別」をなくす

ハンセン病とは感染力の弱い「らい菌」による感染症で、痛い・冷たいなどの感覚が失われたり、体の一部が変形したりする後遺症が残ることがある病気です。

かつては原因も治療法も分からずに病気は恐れられ、優生保護法により子どもを産むことも許されず、癩予防法により患者は家族・社会から一生隔離されていました。

原因や治療法が分かり、国が隔離は誤りであったことを認めてもなお、差別のために苦しんでいる患者や家族がいます。

正しい知識を持つことが、恐れやそこから生まれる偏見や差別をなくすことにつながるのではないのでしょうか？

苦しい思いをしている人の立場に寄り添って考えることができる、そんな社会にしていきたいと思います。



▲古賀市立古賀北中学校 2年1組 田島 愛果さんの作品
お花などの植物は、一つ一つがまったくちがうけど、それぞれの魅力があるように、人も一人一人がちがう。でも、みんながきれい。だから、自信をもって自分らしく生きてほしい。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
29	30	31	1 元日	2	3	4 世界点字デー
5	6 そうだん5 (要予約)	7	8	9	10	11
12	13 成人の日	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17 防災と ボランティアの日	18
19	20	21	22	23	24 教育の国際デー	25 男女共同参画 セミナー
26 世界ハンセン病 の日	27 そうだん5 (要予約)	28 データ・プライ バシーの日	29	30	31	1

4日：世界点字デー

アルファベットを6つの点の組み合わせで表現する「6点点字」(ブライユ式点字)を考案した、フランスの盲学校教師ルイ・ブライユの誕生日(1809年1月4日)にちなんで、世界盲人連合会が国際記念日として制定しました。

17日：防災とボランティアの日

1995年1月17日に発生した、阪神・淡路大震災にちなんで制定されました。ボランティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強化を図ることを目的としています。

24日：教育の国際デー

「教育の国際デー」は、世界の平和と開発のために教育が果たす重要な役割を確認し尊重することを目的に、2018年12月3日の国連総会で制定されました。そして翌2019年1月24日が初めての「教育の国際デー」となりました。

26日：世界ハンセン病の日

この国際デーは、ハンセン病の経験者を称え、ハンセン病に対する認識を高め、ハンセン病にまつわる偏見や差別の撤廃を訴える機会となっています。

無意識の差別

差別と聞いてどのようなことを思い浮かべますか。

人種差別、障がい者差別、性的指向や性自認に基づく差別、部落差別(同和問題)、年齢差別、宗教や信念に基づく差別など、さまざまな差別があります。差別は無意識な言動や日常生活の中に潜んでおり、無意識な言葉や行動で相手を傷つける行為として「マイクロアグレッション」という言葉も存在しています。

【具体例】

「ご年配なのに、ITに詳しいですね」

高齢者はテクノロジーに疎いという先入観や思い込みが言葉になっていて、年齢によって判断されたことで嫌な思いになることもあります。

誰にでもある思い込みや偏見が相手を傷つけているかもしれません。

さまざまな差別について皆で話し合ってみませんか。



▲古賀市立花鶴小学校 5年3組 齋藤 羽玖さんの作品
とてもきれいに花びらをぬりました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4 世界対がんデー	5 そうだん5 (要予約)	6	7 北方領土の日	8
9	10	11 科学における女性と女児の国際デー 建国記念の日	12	13	14	15
16	17 そうだん5 (要予約)	18	19	20 普通選挙の日	21	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	1

4日：世界対がんデー

2000年に「対がん同盟結成を呼びかけるパリ憲章」に基づき、2005年に国際対がん連合(UICC)が制定しました。各国の組織が連携し、がんに関する知識の啓発などの運動を行います。

7日：北方領土の日

1981年、北方領土問題に対する国民の理解をさらに深め、返還運動を推進することを目的として、日露通好条約が締結された2月7日を「北方領土の日」としました。

11日：科学における女性と女児の国際デー

この国際デーは、世界的に社会が女性と女児の「科学への完全かつ平等な参加」を達成し、さらに「男女平等」と女性と女児の一人ひとりが発展に必要な力をつける「エンパワーメント」を達成するための日です。

20日：普通選挙の日

1928年のこの日、日本で初めて普通選挙が実施され、すべての男性が選挙権を得ました。女性が参加した完全な普通選挙は、1946年4月10日の総選挙から行われることとなりました。

ジェンダーギャップをなくそう

「ジェンダーギャップ指数(GGI)」を知っていますか？

男女平等格差指数ともよばれ、世界各国の男女格差を数値化したものです。

2024年の日本の順位は、146か国中118位と世界に大きくおくれを取っており、特に、政治や労働の場における男女格差が大きいことが指摘されています。

内閣府による世論調査によると、この格差の背景には、法整備のくれ以上に、社会通念や慣習といった意識の問題があるようです。

“家事や育児、介護などは女性の仕事”

“重要な仕事は男性に任せた方がよい” など

あなたの周りにある“男女の役割”についての考え方は、誰もが等しく活躍することを妨げるものになっていませんか。

わたしたちの意識が変われば、日本の男女平等も一歩前進します。



▲福岡県公立古賀竟成館高等学校 1年3組 松木 馨凜さんの作品
生きていく中で、いろんなことがあると思いますが、そんな中でも「自分らしさ」を忘れずに生きていきたい！という思いを、「自分らしく生きる」という意味をもつオハイアリイで表しました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
23	24	25	26	27	28	1 エイズ差別 ゼロの日
2	3 水平社宣言が された日	4	5 そうだん5 (要予約)	6	7	8 国際女性デー
9	10	11 東日本大震災が あった日	12	13	14	15
16	17 そうだん5 (要予約)	18	19	20 春分の日	21 世界ダウン症の日 国際人種差別撤廃デー 著しい人権侵害に関する真実に対する権利と犠牲者の尊厳のための国際人権デー	22
23/30	24/31	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	29

3日：水平社宣言がされた日
1922年3月3日、全国水平社創立大会で「水平社宣言」がなされました。この宣言は、差別と迫害を受けていた被差別部落の人々が奪われた人間性を取り返そうとした日本初の人権宣言です。

8日：国際女性デー
ニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源で、男女平等、女性の地位向上、平和、より人間らしい暮らしの実現のために、世界の女性が連帯して立ち上がる日です。

11日：東日本大震災があった日
2011年3月11日、宮城県の東北東沖を中心とする地震が発生し、東日本に甚大な被害が出ました。その後、日本各地で防災意識が高まり、さまざまな防災への取組が行われています。

21日：世界ダウン症の日
2012年から国連が国際デーの一つとして、3月21日を「世界ダウン症の日」として制定しました。ダウン症のある人たちとその家族、支援者への理解がより一層深まり、ダウン症のある人たちがその人らしく安心して暮らしていけるように、さまざまな啓発のイベントを通して世界中の人々に訴えていくための日です。



▲古賀市立舞の里小学校 4年1組 ブラウン 光治さんの作品
泣いていてもやさしい人が周りにいたらあたたかい心になれると思った。



▲古賀市立青柳小学校 3年1組 宮園 果純さんの作品
みんなが、いのちのほしをとろうとするところが、かいたときに、きもちがつたわるようにかきました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
30	31	1 児童福祉法施行 記念日	2 世界自閉症啓発デー 発達障害啓発週間 (~8日)	3	4	5
6	7 そうだん5 (要予約) 世界保健デー	8	9	10	11	12
13	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26
27	28	29 昭和の日	30	1	2	3

1日：児童福祉法施行記念日
1948年のこの日、「児童福祉法」が施行されました。この法律により、児童相談所や児童福祉施設など、児童の権利を守る諸制度の充実が図られてきました。

2～8日：発達障害啓発週間
2007年、国連総会で4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決まり、世界各地で自閉症に関する啓発の取組が行われています。この日からの1週間は「発達障害啓発週間」です。

2日：世界自閉症啓発デー
毎年4月2日に、世界の人々に自閉症やその他の発達障がいに対する正しい理解を広めるために、国連事務総長が全世界に向けたメッセージを公表するとともに、各国で著名なランドマーク（例：ブルジュ・ハリファ（アラブ首長国連邦）、ペトロナスタワー（マレーシア）、ピラミッド（エジプト）、サグラダ・ファミリア（スペイン）など）を自閉症の人たちが好むと言われる青い光で照らすイベントが行われています。また、自閉症等に関する啓発を目的としたコンサートや講演会等も開催されています。

7日：世界保健デー
1948年4月7日、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として、世界保健機関（WHO）が設立されました。これを記念して、WHOでは毎年4月7日を「世界保健デー」と定めています。この日を機会に、WHOは、世界各国で健康的な生活について考えてもらうことを呼びかけています。

5

2025
May
오월
tháng năm
五月

だいじょうぶ ひとこと たす ぶね
「大丈夫？」 その一言が 助け船

古賀市立花鶴小学校 6年3組 船橋 愛菜さん

み なか まい
見ないふり それも“いじめ”の 仲間入り

古賀市立古賀東中学校 3年1組 大塚 凜和さん

ことば じぶん む い
その言葉 自分に向かって 言えますか

福岡県立玄界高等学校 1年4組 大久保 玲さん



▲古賀市立小野小学校 5年2組 川口 奈莉未さんの作品
「人に決められてやるんじゃなくて自分で自分のことを決めたほうがいいんだよ！」と伝えるため。はいけいも、くらしい色から明るい色へと工夫をしました！

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
27	28	29	30	1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 児童福祉週間 (~11日) こどもの日	6 振替休日	7 そうだん5 (要予約)	8	9	10
11	12	13	14	15 そうだん5 (要予約) 国際家族デー	16 平和に共存する 国際デー	17 LGBT嫌悪に反対する国際デー(多様な性にYESの日)
18	19	20	21 対話と発展のための世界文化多様性デー	22	23	24
25	26 そうだん5 (要予約)	27	28	29	30	31

5～11日：児童福祉週間

こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5～11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

15日：国際家族デー

毎年5月15日を「国際家族デー」とすることが1993年の国連総会で決まりました。生きていくうえで欠かせない家族の重要性を確認し、家族問題に対する認識を高める日です。国連広報センターより参考：家族に関係した問題についての認識を高め、適切な行動をとるよう奨励することが目的です。

17日：LGBT嫌悪に反対する国際デー

1990年5月17日に世界保健機関が同性愛を精神疾患のリストから外したことにちなんで毎年5月17日は「LGBT嫌悪に反対する国際デー」とされています。日本では、2014年から「多様な性にYESの日」として各地でさまざまな活動が行われています。

21日：対話と発展のための世界文化多様性デー

文化多様性の日または正式名称「対話と発展のための世界文化多様性デー」は、コミュニティが多様な文化の価値を理解し、調和して一緒に暮らす方法を学ぶ手助けとなる機会です。

6

2025
June
유월
tháng sáu
六月

けいはつ 啓発テーマ ✨ ✨ せいてき 性的マイノリティに関する かん へんけん さべつ 偏見や差別をなくそう



▲古賀市立千鳥小学校 4年2組 光吉 奏恵さんの作品
花は形や色、大きさ、さく時きもそれぞれで、かんきょうにてきた形など
になっていてすごいとおもっていた。でもかいていると前よりも花のことを考
えるようになった。そして花は人間と同じ所があるということがわかった。



▲古賀市立古賀中学校 3年2組 霜村 杏さんの作品
ひとりひとり色や形や大きさなど、個性は違うけどみんなが協力すれば、1つ
になれるから個性を否定せず、みんなで認め合おうという思いをこめました。

たようせい 「多様性」 それが秘めてる
かのうせい 可能性
福岡県立玄界高等学校 1年1組 早川 悠馬さん

日 SUN 日曜日 星期天 chủ nhật	月 MON 月曜日 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 火曜日 星期二 ngày thứ ba	水 WED 水曜日 星期三 ngày thứ tư	木 THU 木曜日 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 金曜日 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 土曜日 星期六 ngày thứ bảy
1 プライド月間 人権擁護委員の日	2	3	4	5 そうだん5 (要予約) 特設人権・行政相談	6	7
8	9	10	11	12 児童労働に反対 する世界デー	13	14
15 世界高齢者虐待 啓発デー	16 そうだん5 (要予約)	17	18 ヘイトスピーチ と戦う国際デー	19 福岡大空襲が あった日 (~20日)	20 世界難民の日	21 夏至
22	23 男女共同参画週間 (~29日)	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28 男女共同参画 フォーラム
29	30	1	2	3	4	5

プライド月間
世界各地でLGBTQのコミュニティを祝い、その権利について啓発を促すイベントやパレードが開催されるものです。プライド(誇り)を持って、さまざまな多様性を認めようといった呼びかけが行われます。

12日：児童労働に反対する世界デー
「児童労働をなくすことを世界に呼びかける日」として2002年に国際労働機関(ILO)が制定しました。児童労働のない世界をめざして、毎年世界各地でさまざまな活動が展開されています。

19~20日：福岡大空襲があった日
福岡大空襲は、太平洋戦争末期の1945年6月19日から翌6月20日までアメリカ軍により行われた空襲です。福岡市の市街地が標的となり、1,000人以上が死亡・行方不明となりました。

23~29日：男女共同参画週間
1999年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことで、6月23日から1週間を「男女共同参画週間」としています。古賀市では「男女共同参画フォーラム」などの行事を行っています。

ふるさとを語れる社会へ

ぼく わす 僕には忘れられない過去がある。

それは、姉の結婚のときに誰かが言った「結婚相手はどこの人なの？」という言葉。その時、なぜ結婚する相手はどこの人なの？」と言ったのか、なぜそれが話題になるのか正直わからなかった。

それから数か月後、姉は結婚し、今でも幸せに暮らしている。

成人になった今、あの時の自分に「愛し合う者同士が一緒になるのに、結婚相手はどこの人って聞く必要はありますか？」となぜ言えなかったのだろうと悔やむ。

今は堂々と言える。この先の人生で後悔しないためにも。

「どこの人なの？」という何気ない会話に抵抗を感じる人もいます。これが今もなお根強く残る部落差別の現状です。

大切なのは「人」です。

だれもが「愛するふるさと」を語れる社会の実現を望んでいます。



▲古賀市立古賀東中学校 1年3組 竹本 紬葵さんの作品
ひまわりの花言葉をイメージして、みんな仲良くできたらいいなと思ってかきました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
29	30	1 同和問題啓発 強調月間 更生保護の日	2	3	4	5
6	7 そうだん5 (要予約)	8	9	10	11	12 第45回古賀市同和問題を考える 市民のつどい
13 生命尊重の日	14	15 そうだん5 (要予約)	16	17	18	19
20	21 海の日	22	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26
27	28	29	30 人身取引反対 世界デー	31	1	2

同和問題啓発強調月間

福岡県と県内市町村では、1981年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、同和問題の早期解決をめざし、さまざまな啓発活動などに取り組んでいます。

1日：更生保護の日

1949年7月1日、「犯罪者予防更生法」が施行されたことにちなみ制定されました。犯罪非行を未然に防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生と円滑な社会復帰を促進します。

13日：生命尊重の日

1948年に施行された「優生保護法」は、障がい者を差別し、人命を軽視した法律でした。その反省に立ち、「お腹の中から生命が尊重されること」を願って、講演会などの行事が行われています。

30日：人身取引反対世界デー

人身取引(人身売買)は現代の奴隷制とも呼ばれる深刻な人権侵害であり、国際社会から重要課題として認識されています。強制労働などによって被害者の権利と尊厳を奪い、肉体的・精神的に深刻なダメージを与えます。このような非人道的行為が世界に蔓延していることを啓発し、被害者の人権を守るための行動を呼びかける日です。



▲古賀市立古賀西小学校 4年3組 武田 和佳奈さんの作品
 三年生であったか言葉を全校に広める活動をし、それをポスターにかきたいと思いました。言葉をかくのに時間がかかりむずかしかったです。



▲古賀市立古賀東小学校 5年1組 松石 澄人さんの作品
 このポスターを見た人がいじめをしない人でありたいという思いで描きました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5 そうだん5 (要予約)	6 広島平和記念日	7	8	9 ながさき平和の日 世界の先住民の 国際デー
10	11 山の日	12 国際青少年デー	13	14	15 終戦の日	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	29	30

6日(広島平和記念日)・9日(ながさき平和の日)
 1945年、アメリカ軍により広島市・長崎市へ原子爆弾が投下されました。この日には、それぞれ慰霊と恒久平和を祈念した式典が開催されています。

9日：世界の先住民の国際デー
 先住民は、人権、環境、教育、保健などの分野で多くの問題に直面しています。1994年、これらの問題に国際的な対応を強化することを目的として、国連で制定されました。

12日：国際青少年デー
 青少年が社会のあらゆる分野に参加し、意見を反映させられる未来をめざして1999年に国連で制定されました。

15日：終戦の日
 1945年、日本はポツダム宣言を受諾し、戦争が終結しました。満州事変から15年に及ぶ戦争は、かけがえない多くの犠牲をもたらしました。8月15日は、戦没者を追悼し平和を願う日です。

9

2025
September
구월
tháng chín
九月

けいはつ 啓発テーマ * * * せんそう 戦争をなくそう ・ へいわ 平和を守ろう

古賀市立古賀中学校
3年2組
中原 美咲さんの作品▶
世界にある戦争がなくなる
ように戦争がどんくらいお
そろしいかをポスターに描
き、世界から戦争がなくな
ってほしいという思いで
描きました。



▲古賀市立古賀北中学校 2年4組 田中 翔大さんの作品
この世界から戦争や人種差別がなくなってほしいという思い
で描きました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
31	1 障害者雇用支援 月間 防災の日	2	3	4	5 そうだん5 (要予約)	6
7	8 国際識字デー	9	10 世界自殺予防デー 自殺予防週間 (~16日)	11	12	13
14	15 老人の日 老人週間(~21日) 敬老の日	16 そうだん5 (要予約)	17	18	19	20
21 国際平和デー	22	23 秋分の日	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27
28	29	30	1	2	3	4

障害者雇用支援月間

障がい者の職業的自立を支援するとともに、すべての人が、障がい者雇用に関する理解や関心を深めることを目的として設けられています。

1日：防災の日

1923年9月1日に発生した関東大震災にちなみ、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために制定されました。

10日：世界自殺予防デー・10~16日：自殺予防週間

2003年9月10日、世界自殺防止会議が行われたことを記念して設定されました。この日からの1週間は「自殺予防週間」として、自殺について誤解や偏見をなくするための啓発活動を行います。

15~21日：老人週間

老人週間は、9月15日の老人の日にちなみ、高齢者の福祉への関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を促す、という二つの目的のために設けられています。

10

2025
October
시월
tháng mười
十月

けいはつ 啓発テーマ * * * こうれいしゃ 高齢者 じんけん 人権 まも 守ろう



▲古賀市立花見小学校 5年3組 朽原 あかりさんの作品
やさしさがみんなに伝われば、差別がなくなると思いました。たすけ合いながら、みとめ合いながら今を生きていくことが来未来へつながると思ってきました。



▲古賀市舞の里 堀井 悦子さんの作品
“おはよう” “こんにちは” “大丈夫ですか” “気を付けてね~” ちょっとした声かけで気持ちが明るくなるものです。心の声を形にしましょう♡

かか 関わり合い あ みんなでつくる
やさ 優しい町 まち
古賀市立古賀中学校 3年2組 田中 柚希さん

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
28	29	30	1 高齢者雇用促進月間 国際高齢者デー 仕事と家庭を考える月間	2 国際非暴力デー	3	4
5	6 そうだん5 (要予約)	7	8	9	10 世界メンタル ヘルスデー	11
12	13 スポーツの日	14	15 そうだん5 (要予約) たすけあいの日	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27 そうだん5 (要予約)	28	29	30	31	1

高齢者雇用促進月間
高齢者雇用の進展を図ることを目的として、事業主をはじめ広く国民全体の理解と協力を求める各種啓発広報等が実施されます。

仕事と家庭を考える月間
少子・高齢化が進む中、仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めることを目的としています。1994年まで「仕事と育児を考える月間」でしたが、育児休業法の改正に伴い1995年より「仕事と家庭を考える月間」に改められました。

2日：国際非暴力デー
10月2日はインド独立運動の指導者であり、かつ非暴力の哲学と実践の先駆者であるマハトマ・ガンジーの誕生日に当たります。「教育や国民意識を高める運動を通して非暴力のメッセージを広める」ための機会です。

15日：たすけあいの日
日常生活での助け合いや、地域社会でのボランティア活動の積極的な参加を呼びかける日として、全国社会福祉協議会が1965年に制定しました。

未来ある子どものために

子どもは、未来を担う大切な存在。
しかし、子どもの健やかな成長を支え、見守っていくはずの大人による児童虐待が増えています。
「他人の家のことだから関係ない」「私の勘違いかもしれない」と思っていないですか？
すべての大人は、すべての子どもを守る義務があります。

子どもたちが安全で幸せに生きる社会をつくるために、私たち一人ひとりにできることがあります。
「最近どう？」「元気？」
あなたのあたたかい声かけや気遣いで救われる子どもがいる、ということを知っておいてほしい。

- 2000年11月 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)
虐待により心身の成長および人格の形成に重大な悪影響を防ぐための法律です。
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」
虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。



▲古賀市立古賀東小学校 5年2組 塚本 大空さんの作品
みんな一人じゃないよというはげましたい気持ちで描きました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
26	27	28	29	30	31	1 児童虐待防止 推進月間 点字の日
2	3 文化の日	4	5 そうだん5 (要予約) 市介護予防週間(～11日)	6	7	8
9	10	11 介護の日	12 女性に対する 暴力をなくす 運動(～25日)	13	14	15
16	17 そうだん5 (要予約)	18	19	20 世界こどもの日	21	22
23/30 勤労感謝の日	24 振替休日	25 そうだん5 (要予約)	26	27	28	29

児童虐待防止推進月間

2004年、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と決めました。児童虐待について社会全般の関心と理解を深めるため、さまざまな啓発活動を行います。

1日：点字の日

日本点字が決定する以前は、欧米の点字を利用したローマ字つづりによって日本語を表していました。1890年11月1日に最終的な点字選考委員会が開かれ、日本点字が決定しました。

11日：介護の日

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者およびその家族、介護従事者などを支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、毎年11月11日を「介護の日」としています。

12～25日：女性に対する暴力をなくす運動

1961年ドミニカの支配者(ラファエル・トルヒジョ)の命令により、政治活動家であったミラバル三姉妹が惨殺されたことにちなんで制定されました。日本でも、毎年11月12～25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、さまざまな運動を展開しています。

見えない障がいにも理解を

目に見えない障がいとは、外見からは分かりにくい障がいや疾患のことです。内部障がいや精神障がい、発達障がい、知的障がい、聴覚障がい、視覚障がい(弱視)などが、これに該当します。一見ただけでは分かりにくいので、周りの人から健康であると思われ、誤解や偏見を持たれることがあります。例えば、障がい者用駐車スペースやトイレ、交通機関の優先席を利用して注意されてしまうことや「怠けている」「甘えている」と判断されてしまうことなどがあります。

障がいのある人といっても一様ではありません。私たちが正しい情報を学び、理解を深め、相手の思いに共感することが大切です。小さな配慮や思いやりが、誤解や偏見を減らすことにつながります。お互いに尊重し助け合いながら、ともに生きる社会を作りましょう。



▲福岡県立玄界高等学校 1年8組 横大路 凛々子さんの作品
最近ヘルプマークやマタニティマークをつけた人をよく見かけるからポスターにしてみたいと思った。普通の元気そうな人でも心の病気や障がいのある人もいるので気づいてほしいという気持ちや見た目で判断してほしくないという気持ちをこめました。

日 SUN 일요일 星期天 chủ nhật	月 MON 월요일 星期一 ngày thứ hai	火 TUE 화요일 星期二 ngày thứ ba	水 WED 수요일 星期三 ngày thứ tư	木 THU 목요일 星期四 ngày thứ năm	金 FRI 금요일 星期五 ngày thứ sáu	土 SAT 토요일 星期六 ngày thứ bảy
30	1 いのちの日 世界エイズデー	2	3 国際障害者デー 障害者週間(～9日)	4 古賀市人権尊重 週間(～10日)	5 そうだん5 (要予約)	6
7 いのち輝くまち ☆こが2025	8	9	10 人権デー	11	12	13
14	15 そうだん5 (要予約)	16	17	18 国際移住者デー	19	20
21	22 冬至	23	24	25 そうだん5 (要予約)	26	27
28	29	30	31	1	2	3

世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択され、今年で77周年を迎えます。日本においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定めており、その期間中、人権尊重思想の普及高揚を図るため、さまざまな啓発活動を行っています。

子どもに関する相談

●子ども家庭センター

内容 妊産婦や乳幼児に関する相談
日時 平日 8時30分～17時
連絡先 ☎092-942-1515

●福岡県宗像児童相談所

内容 虐待・障がい・非行・子育てなどの相談
日時 平日 8時30分～17時15分
連絡先 ☎0940-37-3255

※短縮ダイヤル189(いちはやく)(夜間、休日対応)

●子ども・若者相談室

内容 妊産婦や子ども(概ね20歳)に関する相談(子育て、ヤングケアラー、交友関係等)
日時 平日 8時30分～17時
連絡先 ☎092-942-1001

高齢者に関する相談

内容 高齢者に関するさまざまな悩みや相談
日時 平日 8時30分～17時
連絡先

●第1地域包括支援センター(古賀中学校区)

☎092-410-1355

●第2地域包括支援センター(古賀北中学校区)

☎092-410-7331

●第3地域包括支援センター(古賀東中学校区)

☎092-692-5541

障がい者に関する相談

●障がい者生活支援センター「咲」

内容 障がいのある方、そのご家族のさまざまな悩みや相談
日時 平日 8時30分～17時
連絡先 ☎092-944-2441

●地域活動支援センター「みどり」

内容 精神障がいのある方、そのご家族のさまざまな悩みや相談
日時 平日 9時30分～16時30分
連絡先 ☎0940-34-9750

部落差別(同和問題)に関する相談

●人権センター With(ウィズ)

日時 平日 8時30分～17時 連絡先 ☎092-942-1128

●古賀市隣保館「ひだまり館」

日時 平日 8時30分～17時 連絡先 ☎092-943-4222

DV等に関する相談

●こが女性ホットライン

内容 DV、セクハラ、夫婦・家族関係などの相談
日時 毎日10時～17時 木曜のみ10時～19時(祝日・年末年始を除く)
連絡先 ☎092-401-5353

●男性DV被害者のための相談ホットライン

内容 男性のDV、セクハラ、夫婦・家族関係などの相談
日時 毎週火曜・木曜(年末年始を除く)18時～21時/土曜(年末年始を除く)10時～13時
連絡先 ☎070-4410-8502

●性暴力被害者支援センター・ふくおか

内容 性暴力の被害にあった方の悩み、相談
日時 毎日(年中無休)24時間
連絡先 ☎092-409-8100

●配偶者暴力相談支援センター

内容 配偶者からのDV相談
日時 月曜～金曜(祝日を除く) 8時30分～17時15分
連絡先 ☎092-939-0511

人権全般に関する相談

●そうだん5(ファイブ)

内容 人権に関する相談、行政に関する意見や相談
日時 月3回(前開庁日の16時まで)に要予約
5・25日は10時～15時/15日は13時～15時
連絡先 ☎092-942-1128

●福岡県福岡労働者支援事務所

内容 さまざまな労働問題の悩み、相談
日時 平日 8時30分～17時15分
連絡先 ☎092-735-6149

●古賀市消費生活センター

内容 消費生活に関するさまざまな悩み、相談
日時 毎週 月・水・金・土曜日(祝日・年末年始・8月13日～15日は除く)
10時～15時30分(12時15分～13時を除く)
連絡先 ☎092-410-4084

●福岡県外国人相談センター

内容 外国人の在留資格や生活全般に関する相談
日時 年末年始を除く月曜～日曜 10時～19時 連絡先 ☎0120-279-906

女性が抱える問題に関する相談

●福岡県女性サポートホットライン

内容 女性が抱える悩み全般に関する相談から、自立に必要な情報提供
時間 9時～17時(年末年始を除く) 連絡先 ☎070-4442-3893